

## チキンズ チーム規約

この規約は、チーム活動を楽しく円滑に行う為、部員に関する事項を定めたものである。

### 第一条<目的>

草野球チームチキンズは、経験者・未経験者の垣根を越えてメンバー全員が野球を楽しみ、この活動を通じて親睦を図り、週末を豊かにすることを目的とする。

### 第二条<名称>

正式名称を『チキンズ』と称する。

### 第三条<役員>

チキンズ運営の円滑な遂行の為、以下の役員を置く。

代表・監督・副監督・主将・副主将・会計

上記の役員は兼務することができ、代表・監督を除く役員は複数のメンバーで構成することができる。

また、運営の効率化の為、以下の委員会を置く。

グラウンド管理委員会・道具管理委員会・東海草野球委員会・審判委員会

委員会には、委員長を1名選出し、委員長主導の下、処務を行うこと。

役員、委員会以外のメンバーは、補佐として活動を支援する。

### 第四条<構成員>

当団体では、構成員を『メンバー』と表記する。

メンバーは、選手・マネージャーが該当し、本規約に賛同する者をもって構成する。

退部するまでは、各自0～99番の背番号を付与する。

### 第五条<活動規約>

基本的には『家庭・仕事が優先』であるが、チームに迷惑をかけないことが大前提となる。

#### 出欠について

出欠期限は厳守し、活動日2ヶ月前の25日迄にHPのスケジュールへ『出席・欠席・未定』の何れかを提出する。

(※例 3月の活動日予定提出期限は、1月25日)

未定については、活動日の1ヶ月前までに出席を確定させる事を原則とし、不可能な場合はスケジュールのコメント欄にその旨を記載し、いつ頃までに提出できるのかも併せて明記する。

当初の予定から変更になる場合は、その都度HPへ修正入力する。

活動日一週間前に予定が変更になる場合は、代表者が監督に連絡し、HPのスケジュールを変更する。

#### 活動について

遅刻厳禁とし、ホームページで定める集合時間には現地に着くことを原則とする。

やむを得ず遅刻したり、当日体調不良や急用で不参加となる場合は、代表者が監督、または当日の責任者に連絡を入り活動維持の為、活動日にメンバー同士で別の予定を組むのは厳禁とする。

但し、会社行事等は別とする。

スコア記入、バット引き、ボール拾い、審判等、参加者全員で協力すること。

## 第六条<入部規定>

チキンズのチームコンセプトを理解したうえで、チーム規約やその他の規定に同意できること。野球が好きなこと。

チキンズメンバーになる為には、以下の条件を満たすこと。

- 1.年会費を滞りなく支払えること。(下記の要件に該当する者は不要)
- 2.ユニフォームを購入できること。(マネージャーは自由)
- 3.協調性があり、チームの決まりを守れること。
- 4.グラウンドまで自力で来れること。または来る意思があること。
- 5.連絡が確実にとれること。
- 6.土曜日を主体とするチームの掛け持ちをしないこと。(※例外あり)

入部希望者は、役員が協議の上入部への可否を決定する。また、代表者一存で決定する場合もある。

## 第七条<会費規定>

年会費10000円。学生、または社会人であっても22歳以下(大学4回生に相当する年まで)の選手。マネージャーは無料。原則として選手はユニフォームを各自購入すること。

年会費は、グラウンド代、各種大会参加費、備品購入費、チーム維持費、雑費、慶弔費に充当する。

部費が不足した場合は、臨時徴収をすることがある。また、ナゴヤドームや熱田、霞ヶ浦の開催は別途費用を徴収する。シーズン中に旧退部が発生しても、年会費の返金はしない。

休部者からの部費の徴収はしない。

毎年1回収支報告を行う。余剰金は忘年会の景品や翌年度へ持ち越すことができる。

## 第八条<休部・退部>

休部する者は、理由と期間を代表者に申出る。休部期間は最長1年間とし、それ以降も休部する場合は再度申出る。

退部する者も代表者・監督に申出ること。

退部勧告・次の場合、退部勧告することが出来る。

- ・1年間以上チーム活動に参加していない者。
- ・6ヶ月以上部費の滞納がある者。
- ・無断欠席を3回行った者
- ・長期無断不参加・期限までに出欠返信を行わない等、社会人としてマナーに欠ける者。

※上記以外にも、チームへ悪影響を与え、再三の改善勧告に従わない場合は、その者を脱退させることができる。

脱退は、退団・引退・戦力外通告・除名処分がある。

退団については、役員の許可が降りれば復帰することができる。

## 第九条<規定改正>

規定変更・条件

規定の変更に際しては、役員で相談の上、決議する。

また、金銭に関わることは代表者に一任することもある。

## 第十条<規定適用・改正>

2015年12月14日より適用開始とする。